9 鉱区税に関する事項

区分		総鉱区 件数	総鉱区 面積又は延長	左のうち非課税鉱区 件数	左のうち非課税鉱区 面積又は延長	課税対象鉱区 件数	課税対象鉱区 面積又は延長	調定額
			百アール		百アール		百アール	千円
試掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	26	8,711			26	8,714	1,146
	その他	4	133			4	135	25
採掘鉱区	石油又は天然ガス鉱区	1	220			1	220	59
	その他	50	7,349			50	7,372	2,949
砂鉱区	法附則第１３条の規定の適用を受ける鉱区		千メートル		千メートル		千メートル	
	法第１８０条第１項第２号に規定する鉱区	7	百アール 388	5	百アール 59	2	百アール 330	66
合計		88	―	5	―	83	―	4,245

(注) 1 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄は令和3年3月末日現在のものについて記載しており、「課税対象鉱区」欄は令和2年度において課税したものを記載している。

2 「総鉱区」及び「非課税鉱区」欄の面積又は延長は、実数を積み上げた後、百アール又は千メートル未満の端数があるときはこれを四捨五入しており、「課税対象鉱区」欄の面積又は延長は、鉱区1件ごとに百アール又は千メートル未満の端数を切り上げた後、積み上げたものを記載している。

10 固定資産税に関する事項

(単位:件、千円)

件数	不均一課税対象外の課税標準額 (A)	左の税額 (A) × 1.4 ／ 100 (B)	不均一課税対象課税標準額 (C)	左の税額 (D)	計 (B)＋(D)
―	―	―	―	―	―